2009.3.25

PL Report ＜2008 No.12＞

国内の PL 関連情報

高齢者の歩行補助車による事故が増加

（2009 年 2 月 24 日　日本経済新聞）

高齢者の「歩行補助車」による転倒事故や交通事故が増加しており、国民生活センターへの苦情の報告件数も増加している。

いくつかの県警察では事故の増加を受け、「歩行補助車」の利用法を交通安全教室で指導し、明るい色の服装や「歩行補助車」への反射板の貼付などの対策を取り始めた。

「歩行補助車」は、福祉用具専門店や自転車販売店、ホームセンターなどで売られており、財団法人製品安全協会によると 2007 年度の国内出荷台数は、約 39 万台となっている。

ここがポイント

国民生活センターは 2003 年 2 月、「歩行補助車」に関する安全性のテストを行い、強度、耐久性、折りたたみ機構の操作性などの結果から、消費者へのアドバイスや製造業者・行政への要望を出しています。しかし、2008 年になっても、使用中に折りたたみのロックが外れて転倒するなどの重傷事故 4 件が独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）に報告されています。

「歩行補助車」では事故が継続して発生していることから、事業者には常に市場の情報を収集、分析し、早急な対応が必要となります。

現行の「歩行補助車」の主な問題点としては次の 2 つがあります。

- 「家庭用品品質表示法」の対象ではないため「ベビーカー」や「ショッピングカート」と表示内容が異なり、購入時に選択しにくい。
- 介護業者によるレンタルなどもあり、購入者が使用者と異なり、使用・管理方法の徹底ができない。

これらの解決策は、製造・販売・レンタルの各事業者が、販売・レンタル時に十分な品質表示を行うことと、使用者に対して事故防止のために使用・管理方法を正確に説明する体制を整備することです。

エレベーターで転落した従業員死亡

（2009 年 2 月 25 日　毎日新聞他）

食品会社の 3 階建てビルで、1 階と 2 階の途中で停止した荷物専用エレベーターのかごと壁のすき間に従業員が挟まって死亡した。警察によると、扉を開けた際にかごがなく、2 階から転落して挟まれた可能性が高いとみている。また、エレベーターは建築基準法で義務付けられた建築確認申請を行っていない違法設置だった可能性が高く、業務上過失致死容疑で会社側の安全体制を調べている。

同社によると、エレベーターは 1993 年に設置された。1 階床面から 2 階までの高さは 8 メートルで、かごは 2 階から約 4 メートル下で止まっていた。扉は、外側が鉄製、内側がじゃばらの二重の手動開閉式で、本来はどちらの扉もかごが定位置に来ないと開かない構造であった。事故発

生時、2 階の扉は開いたままで、かごの屋根部分に商品が散乱していた。
本エレベーターはかごが途中で停止したことが何度もあり、その度に点検を行っていた。

ここがポイント

このエレベーターは、使用して 15 年目になるエレベーターで、製造者名は公表されていません。

荷物の積み下ろしの際、従業員が乗り降りすることは、事業管理者は認知しており、エレベーターが異常な作動をした場合のみ修理するという管理体制が、重大な事故の要因になったものと言えます。

本事業管理者は管理者教育を含む社内の安全管理体制を見直す必要があるでしょう。

また、職場で使用される製品の製造事業者としても新たな製品納入の際には、管理者に対して保守管理上の注意点や法的な義務を確認し、安全な使用を徹底するようにしなければなりません。文書の資料を提供すると共に、口頭での説明では理解に差が出る場合があるため、説明内容の確認書を取り交わす製造事業者もあります。

近年、エレベーターに関わる人身事故が多く報告されています。「納入時の購入者または管理者に管理上の重要事項が正確に伝達されているか」、「その際に将来の管理者変更時にその事項が伝達されるように理解されているか」、「その説明は誰が誰にいつどこで伝えたか」などの記録を管理しておくことも、自社防衛には重要となります。

USB メモリー誤飲により自主回収

（2009 年 2 月 14 日　毎日新聞他）

情報機器メーカーは、同社製パソコンやプリンターの購入者や、製品紹介イベントへの参加者に販促用品として配布した「USB メモリー」1,360 個を自主回収すると発表した。USB メモリーの端子にかぶせる取り外し可能なキャップ（直径約 20 ミリの半球状）を幼児が誤ってのみ込んだ際、窒息する可能性が高いことが判明したため、別のメモリーと無償交換することとした。

日本をはじめ、中国やオーストラリアなど東アジアやオセアニア地域の 10 カ国でも約 4 万 5,000 個を配布しており、これらも同時に自主回収する。

ここがポイント

この情報機器メーカーは、幼児を対象とする製品は製造していません。しかし、海外の規制当局からの連絡により「幼児が誤って飲み込んだ場合に窒息する危険性がある」とされる範囲に含まれることが判明し、日本国内でも自主回収を行うことを決めました。今回の情報機器メーカーの対応は、市場における事故発生はないが製品の潜在的なリスクに早期対応した好事例です。

3 歳児の口の大きさは 39 ミリあり（母子手帳による）、直径が 20 ミリの当該製品のキャップは十分に口に入る大きさと考えられます。また、キャップは半球状のため、口に入れると、向きによっては取り出しにくいという事情があります。

本来、リスクアセスメントは出荷までに行っておくものですが、万が一出荷後に発覚したリスクでも早期に対応できれば、ユーザーの安心感や企業イメージの向上につながります。出荷した製品のモニタリングや、関連情報を収集する体制が確実に機能すれば、多くの事故を未然に防ぐことができると考えられます。本件を参考に、製造業者や販売業者等としては、市場からの情報が十分入手できる体制が整っているかを見直すことが重要となります。

海外の PL 関連情報

EU が一般製品安全指令の適用状況を報告

欧州委員会は 1 月 14 日、改正一般製品安全指令の加盟各国での適用状況についての調査報告書を欧州議会へ提出した。

改正一般製品安全指令は 2004 年 1 月までに導入することを加盟国に義務付けていた。定期的に適用状況を報告することが定められており、今回、2004 年から 2008 年までの状況について、初回分として報告が行なわれた。

報告書は、指令が消費者保護を進める上で強力な役割を果たしており、安全でない製品の市場からの除去に役立っているとしながらも、更に改善していくべきとした。主な調査内容および提言は以下のとおりである。

- 一般製品安全指令の加盟国における国内法制定は概ね適切だが、適用上の相違が多少ある。製造者の表示などによるトレーサビリティーへの対処が強制規定となっていないことより、規制当局が対象の製造者や輸入者を正確に確認できないことがある。
- RAPEX（早期製品安全情報交換制度）では、通報件数の増加がシステムの活性化を促し、消費者保護レベルが向上した。
- 指令は、欧州委員会が危険な製品の一時的な販売禁止措置をとることができるとしているが、危険性が明白となった不適合製品については恒久的な販売禁止措置がとれることを明確に規定すべきである。
- 製品規格の策定に関する指令の規定を修正し、より柔軟に解釈できる簡潔なものにすることで、新技術による規格の変更や特殊な製品の規格制定などに長時間を要することを改善すべきである。

ここがポイント

改正一般製品安全指令は、安全な製品だけを市場に流通させる義務を課す指令であり、製品の販売停止、回収などの権限を加盟国政府に与えています。指令の内容を加盟国が国内法で定め、製品安全の向上を図ることになります。

改正一般製品安全指令の適用および運営状況が概ね良好と EU により自己判断されてはいますが、今後は、加盟国による運用のばらつきを統一することに目が向けられることになります。欧州市場への製品販売者にとっては、規格の統一が進むことになり歓迎すべきことですが、反面、RAPEX（早期製品安全情報交換制度）により、一部地域での安全問題への不適切な対応が欧州全域への悪評の流布、販売不振に繋がるおそれがあります。製品安全面でも欧州市場の一体化を意識した事業戦略が求められます。

タイでＰＬ法が施行

タイのＰＬ法（不安全製品責任法）が 2 月 20 日より施行された。同法は、昨年 2 月に国王の承認を受け成立し、1 年間の猶予期間を経て、施行に至ったものである。同法の特徴は以下の通りである。

- 厳格責任法理の採用（欠陥により責任認定）
- 指示警告欠陥の強調（事故時の製品使用状況の精査）
- 訴訟代理の導入（消費者団体などが替わって提訴可能）
- 懲罰的賠償責任の導入（補償的賠償額の 2 倍を限度に判事が認定）

本法は消費者保護の考えを強く打ち出した法律であり、消費者の提訴および立証が簡便となるよう配慮されている。半年前から施行されている消費者訴訟法とあわせ、タイにおける製造物責任訴訟制度が確立された。

ここがポイント

タイでは数年前から、消費者保護を促進するための法律を整備する動きがありましたが、そのひとつとして、ＰＬ法（不安全製品責任法）が成立したものです。

PL レポート 2008 年第 6 号で案内した消費者訴訟法は、提訴の簡便化を規定した手続法ですが、この法律と相まってタイの消費者権利の保護が一層図られることになります。

法律の内容は EC 指令を手本にしたといわれていますが、懲罰的賠償の規定が設けられ、企業に対する重罰の傾向がみられます。「悪意」や「重過失」が認定されないよう社内体制を構築する必要があり、外部からの意見の活用や重層のチェックシステムの採用などを行い製品安全レベルをあげることが重要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009